（一社）世界文化遺産地域連携会議
2025年度総会資料

（議案1）役員改選(現状報告)

（議案2）2024年度事業報告

（議案3）2024年度決算報告

（議案4）2025年度事業計画

（議案5）対応すべき課題

（議案6）2025年度予算

（議案1）役員改選

門川大作前代表理事退任に伴い、松井孝治・京都市長に後任をお願いして来ましたが辞退のご意向が強く、以降、副代表理事はじめ主だった市町村からの候補選任に取り組んで来ましたがいずれも不調に終わったことから、民間理事内での話し合いをおこない、以下の結論を得ています。

新代表理事　熊倉浩靖（高崎商科大学特任教授）

門川前代表理事のお声がけによる「市町村長の集まり」的色彩は若干薄れることにはなるかも知れませんが、引き続き「世界遺産サミット」等の場をもって継承して行く所存です。

（議案2）2024年度事業報告

1 交流活動

（1）　総会の開催（9月12日：ZOOM）

本部出席者：松井京都市長、大社理事、島川理事

事務局長・井戸、事務局次長・岡井

（2）　メンバー間のメーリングリストの継続

2025年4月末をもって先方事情により旧メーリングリストが廃止となり、5月1日より下記メーリングリストに移行することになりました。

業務については引き続きメンバーの久保美智代さんが管理されています。

renkeikaigi@worldheritage.sakura.ne.jp

（3）第11回　世界遺産サミットの開催（9月27―28日）

東京ビッグサイトにて開催された「ツーリズム EXPO」内行事として開催

●1日目・・・平泉町長、日光市長、富士吉田市長、佐渡市部長による取り組み報告
総合司会：久保美智代さん　　コーディネーター：島川理事

●2日目・・・見学会　国立西洋美術館（写真中央）、産業遺産情報センター（写真右）等

（4）　交流会

9月27日、世界遺産サミット終了後に東京にて実施

2 要望活動

会長改選の事情もあり、2024年度は取り組めていません。

国会議員連盟の活動も休止しており、また遺産間でもオーバーツーリズムに悩む所と世界遺産登録効果が薄い場所との間などに大きな違いが生じて来ている点など、今後の活動内容そのものを含めた議論が必要になって来ています。

３ 各種連携事業の推進

（1） 「世界文化遺産でたどる日本の歴史」冊子の発行

熊倉理事（高崎商科大特任教授）の執筆、会（特に各遺産学芸員の方々）の監修により2025年3月に雄山閣より発売。

（2） いい遺産の日（11月13日）プロジェクト（一斉清掃等）

宗像市の呼びかけにより3年目を迎えたことで、事業内容をリニューアル（拡充）し実施。計10遺産の・16地域、約105000名の市民・観光客が参加しました（ガイダンス施設等での展示会等当日イベント参加者含む）。

実施地域は縄文遺跡群（一戸町）、日光門前町、三保松原（静岡市）、熊野古道伊勢路（三重県）、奈良、石見銀山（大田市）、沖ノ島・宗像（宗像市・福津市）、明治日本の産業革命遺産（釜石市・韮崎市・中間市）、潜伏キリシタン（佐世保市・長崎県・熊本県）、首里城（那覇市・うるま市）。

（3）世界遺産スタンプラリー

共同事業参加市町村間の事業に移行しました。

利用者はのべ64万人に及んでおり、最多は富岡製糸場の85000押印。次いで紀伊山地の霊場と参詣道が全域合計で67000、宮島観光案内所が45000となっています。

2024年の共同事業参加市町村は弘前市・つがる市・鹿角市・七戸町・一戸町、富岡市・下仁田町、日光市、東京都台東区、南砺市、富士吉田市、京都市、田辺市・高野町、廿日市市、宗像市、南島原市・平戸市・天草市。なお、共同事業は国関係予算の活用、動画配信など特に観光系事業に関し、スタンプラリーに限らず推進して行く方向です。

（4）「世界遺産×一番催事」動画の配信　https://worldheritagejpn.com/

各国別動画配信の11言語での累計視聴数は延べ252万回となりました。各国別では英（47万）仏（34万）伊（33万）日（31 万）・・・の順。遺産別では本年度文化庁予算を活用できた縄文遺産群の50万再生がトップとなっています。

参考：動画情報の作成と配信　過去の推移

①　「世界遺産×一番催事」の連携
2017年 姫路市からの提案を受け東京五輪に向けた検討を開始。
2019―22年「日本博」の一環で（コロナ期の中）4年間実施。目的は既存催事の活用により、①世界文化遺産情報への付加価値をつける 、②「日本の国土」（北海道から沖縄まで）「歴史」（縄文時代から戦後まで） と「四季の魅力」をアピールする。③インバウンド旅行社などへの「時期ごとおすすめ」を明確化し、訪日ツ アー促進につなげる。④ 順次多言語動画の制作をおこない、情報発信素材を整備するとともに、 各遺産との相性がいい国に関する調査を行う　等。

②　2023年度以降は観光庁観光再始動事業の一環で「Japan’s World　Cultural Heritage Annual」として撮影遺産を増やすとともに、継続。 四季魅力アピールと、特定言語選択のイメージは以下参照。しかし、オーバーツーリズムに悩む遺産と、期待したほどの観光客増が図れない遺産が分かれて行く傾向が生ずるなど、従来のような実施が必ずしも支持されない状況も発生するようになり、今日に至っています。

最多視聴言語のアドレス　（※は旧URL含む）

春　富士山×桜 日本(5万視聴※)　https://youtu.be/M4JrnWcbGFs
　　平泉×藤原まつり（台湾13万）　https://youtu.be/ReNx9aqU4oQ
　　石見銀山×神楽（ ブラジル16万）　https://youtu.be/SXAt_TFayK8
夏　奈良の夏の夜（フランス34万）　https://youtu.be/LWFCSQSjTe8
　　原爆ドーム・厳島神社×原爆の日（ドイツ23万）　https://youtu.be/Oz7DegUOUd8
　　縄文まつり（英国19万）　https://youtu.be/wbmNuzVPFcA
秋　京都×紅葉×二条城イベント（イタリア25万※）　https://youtu.be/INU9-9YuETA
　　琉球王国×首里城復興祭（豪州16万）https://youtu.be/Rx80Fjbeito
　　白川郷・五箇山放水訓練（米国 5万※）https://youtu.be/CzsH0f0vk2k
冬　姫路城イルミネーション（米国4万※）　https://youtu.be/VrWWvt1kL28
　　潜伏キリシタン×サイレント・クリスマス（韓国22万）　https://youtu.be/3AaSzcVIE6s

4　国予算関係

「日本博」や観光再始動予算（文化庁・観光庁）が終了し、世界遺産をトータルで盛り上げるための予算は現在のところ存在していません。2024年度は文化庁申請（東北1件）観光庁申請（北関東1件・近畿1件）をおこなったほか、奈良と九州関係の予算獲得に協力しましたが、残念ながら東北と奈良以外は不採択となりました。

文化庁の「全国各地の魅力ある文化財活用事業」に採択された東北では、縄文時代の4区分を時系列的にめぐる「縄文遺跡群入門コース」づくりを中心とした協議や HP 制作などに取り組みました。

https://gururi-jomon.com/

参考：国予算の活用：過去の推移

2017－21　紀伊山地の霊場と参詣道 PT（多言語パンフレット・外国語道標等；文化庁予算）

2018－22　西日本世界遺産共同キャンペーン（原爆ドーム・厳島神社・萩・石見銀山・姫路城：全国主要駅でのデジタルサイネージ広告：同）

2018－22　斑鳩 PT（外国語資料整備・東京キャンペーン：同）

2020－22　世界遺産リレー催事（全世界文化遺産対象：前頁：同）

2023　　多遺産の共通テーマを抽出したモデルツアーなど（観光庁予算）

・海外世界遺産との交流（ストーンヘンジと縄文シンポ）

・形が見えにくい遺産へのストーリーづけ（縄文遺跡から冬至に岩木山頂に沈む夕陽を見るツアー）

・世界遺産への社会貢献を伴うツアー（富岡製糸場）

・通常所蔵庫内にある文物の公開（二条城）

・既存事業の組み合わせによる海外発信（南島原市：サイレント・クリスマス）

・子ども時代からの世界遺産運動参加（首里城子どもミュージカル）

（議案3）（一社）世界文化遺産地域連携会議 2024年度決算報告

1　収入の部

項目	**2024年度決算額**	2024年度予算額	2023年度決算額	備考
① 市町村会費	**1399800**	1460000	1460000	佐渡市入会25年度より
② 市町村共同事業費	**3450000**	3500000	0	
③ 交流会費	**152000**	200000	186000	
④ 事業収入（文化庁）	**9970846**	0	28110000	文化庁予算
⑤ 寄付金	**100000**	0	63805	日本観光振興会、支出の部③に対応
⑥ 利息	**103**	0	29	
⑦ 繰越金	**1607826**	1607826	3513933	
収入計	**16680575**	6767826	33333767	

２ 支出の部

項目	2024年度 決算額	2024年度 予算額	2023年度 決算額	備考
① 要望活動費	0	0	164694	冊子制作・筆耕・郵送
② 会議費 （総会） （交流会） （その他）	670964 （307910） （231610） （131444）	500000 （300000） （200000） 〈0〉	686294 （401961） （220960） （63373）	収入の部③対応
③ イベント費	209090	0	6000	サミット関係
④ 広報費 （国予算対応） （HP ネット） （その他）	10050500 （9970846） （79654） （0）	3500000 （0） （500000） （3000000）	29779921 （29741176） （38745） （0）	収入④文化庁予算も対応
⑤ 事業推進費	0	0	11660	国予算対応不能分
⑥ 調査研究費	4470	50000	33512	書籍・入場料・研究会
⑦ 旅費交通費	601692	300000	564288	国予算関係分除外
⑧ 通信費	47770	50000	66540	
⑨ 消耗品費 （事務用品） （印刷コピー等）	67417 （23337） （44080）	50000	100091 （29509） （70582）	
⑩ 地代家賃	24120	24500	24120	貸金庫
⑪ 業務委託費	1600000	0	0	4－11 月人件費
⑫ 税 その他	165880	80000	288821	税・税理士・登記変更
支出計	13441903	4554500	31725941	
次年度繰越	3238672	2213326	1607826	

総計	**16680575**	6767826	33333767	

（議案4）（一社）世界文化遺産地域連携会議 2025年度事業計画

1 交流活動

（1） 第12回　世界遺産サミット、交流会

11月29日（土）30日（日）に南砺市（白川郷・五箇山）で予定。交流会を併設する。

11月29日（土）	13；00 「白川郷と五箇山の合掌造り集落」プをレゼンテーション
	13；35　基調講演
	14；20　パネルディスカッション
	15；40―16；40　ワークショップ
	18；00―20；00　交流会（ア・ミューホール：予定）
11月30日（日）	9：00　アトラクション
	9；20―12：20　首長会議
	13；30　エクスカーション
	・・・南砺市めぐりコースと五箇山・白川村コースを設定予定

（2）　メーリングリストの継続

（3） 総会・・・2年連続ZOOMでの開催となったが、かって実施していた要望活動との併設による東京開催も含め、今後の開催方針につき新代表理事と意見交換して行く

２ 各種連携事業の推進

（1） 「世界文化遺産で辿る日本の歴史」の活用

英語翻訳と書籍化などにつき検討する

（2）「いい遺産プロジェクト」活動の充実

昨年度「全国一斉清掃」から事業内容等をリニューアル（拡充）した「いい遺産の日」プロジェクトについて、統一ロゴマークの活用等を通し、さらなる参画遺産・地域の拡大を目指して行く。

（3）観光事業の継続

① 世界遺産スタンプラリー（市町村共同事業）
② 世界遺産の多言語 HP
③ 「世界遺産×一番催事」動画の配信

（4）国予算等の獲得

「世界遺産全体に関する予算」の必要性と有効性を引き続き訴えるとともに、特定の地域や遺産での実施が他地域の参考になるような事例を増やしたいと考え、東北、富岡製糸場×白川郷五箇山、紀伊山地、九州案件につき文化庁・観光庁への申請をおこなった。
が、時点では世界遺産間の連携事業のモデルとなる「シルクをキーワードに（世界遺産）富岡製糸場と白川郷五箇山を巡る」が観光庁「地域魅力向上事業」に採択されたのみである。

（議案5）対応すべき課題

今後の会の安定的運営 に向けて

・現状のままでは特に金銭面で活動を維持できなくなる危険性がある。活動内容や会のあり方、資金獲得方法等につき、抜本的に議論し、広く協力を求めていく必要がある。

・活動内容については活動15年を迎えメンバー（民間理事・事務局長・監事含む）が高齢化してきているほか、結成時期とのニーズの変化（例：オーバーツーリズムに悩む遺産とそうでない所）に伴い「全体として取り組むべき内容」についても変化して来ている。

・すでに12回目となる「サミット」の継続ふくめた交流の在り方についても議論していくべき時期に来ている。

参考：サミット実施地域　①京都　②和歌山　③岩手　④石見銀山　⑤姫路　⑥日光　⑦沖縄　⑧富士宮（コロナにより分科会のみ ZOOM）　⑨富岡　⑩斑鳩　⑪東京　⑫白川郷五箇山

・全体で取り組む事業については「世界遺産×一番催事」や「世界遺産の一斉清掃」のように関係地域が発想されたものに、会がお手伝いするような仕組みを増やしたい。

・国等からの補助金の確保、企業・団体・地域とのコラボ、クラウドファンディング実施等についても大社理事はじめとする有志で打診・検討しているが、今のところうまく行っていない。それぞれのお立場で具体的な紹介やアドバイスをいただきたい。

・そのような中、継続費用が必要な観光系事業については、2024年度より「市町村共同事業参加費」を設け、何とか最低限の事業や安定的財源を確保することができた。

・事務局については岡井次長の就任により一名体制からの改善が図られつつあるが、いずれにせよ現行のようなボランティアに近い形での持続的活動には無理がある。

（議案6）（一社）世界文化遺産地域連携会議 2025年度予算

1　収入の部

項目	**2025年度予算額**	2024年度決算額	2024年度予算額	備考
① 市町村会費	**1460000**	1399800	1460000	佐渡市入会
② 市町村共同事業費	**3500000**	3450000	3500000	
③ 交流会費	**150000**	152000	200000	
④ 事業収入	**9520000**	9970846	0	観光庁予算
⑤ 寄付金	**0**	100000	0	
⑥ 利息	**0**	103	0	
⑦ 繰越金	**3238672**	1607826	1607826	
収入計	**17868672**	16680575	6767826	

２ 支出の部

項目	**2025年度 予算額**	2024年度 決算額	2924年度 予算額	備考
① 要望活動費	**0**	0	0	冊子制作・筆耕・郵送
② 会議費 （総会） （交流会） （その他）	**550000 （300000） （150000） （100000）**	670964 （307910） （231610） （131444）	500000 （300000） （200000） （0）	収入の部③対応
③ イベント費	**0**	209090	0	サミット関係
④ 広報費 （HP ネット係） （国予算対応） （その他）	**12600000 （80000） （9520000）（3000000）**	10050500 （79654） （9970846） （0）	3500000 （500000） （0） （3000000）	収入の部④観光予算に対応
⑤ 事業推進費	**0**	0	0	国予算対応不能分
⑥ 調査研究費	**5000**	4470	50000	書籍・入場料・研究会
⑦ 旅費交通費	**600000**	601692	300000	国予算関係分除外
⑧ 通信費	**40000**	47770	50000	
⑨ 消耗品費 （事務用品） （印刷コピー等）	**90000 （50000） （40000）**	67417 （23337） （44080）	50000	パソコン購入
⑩ 地代家賃	**24120**	24120	24500	貸金庫
⑪ 業務委託費	**1600000**	1600000	0	人件費
⑫ 税 その他	**100000**	165880	80000	税・税理士・登記変更

支出計	15609120	13441903	4554500	
次年度繰越	2259552	3238672	2213326	
総計	17868672	16680575	6767826	

参考資料1 世界文化遺産地域連携会議メンバー（2025年8月15日現在）

顧　問：松浦晃一郎（元・ユネスコ事務局長）

副代表理事：瀬高哲雄 （日光市長） 田中幹夫（南砺市長） 松井孝治（京都市長） 仲川げん（奈良市長） 中西和夫（斑鳩町長） 清元秀泰(姫路市長） 松井一實（広島市長）

理事

西秀記（青森市長）櫻田宏（弘前市長）倉光弘昭（つがる市長）田嶋邦貴（七戸町長） 山﨑結子（外ヶ浜町長）小野寺美登（一戸町長）津谷永光（北秋田市長）笹本真司（鹿角市長）

青木幸保（平泉町長）

榎本義法（富岡市長）臂泰雄（伊勢崎市長）新井雅博（藤岡市長）岩崎正春（下仁田町長）

服部征夫（東京都台東区長）

渡辺竜五（佐渡市長）

堀内茂（富士吉田市長）渡辺英之（富士河口湖町長）望月幹也（身延町長） 高村正一郎（山中湖村長）難波喬司（静岡市長）須藤秀忠（富士宮市長）村田悠（裾野市長）勝又正美（御殿場市長）小長井義正（富士市長）込山正秀（小山町長）

成原茂（白川村長）

河上敢二 （東紀州地域振興公社理事・熊野市長)中井章太（吉野町長）車谷重高（天川村長）真砂充敏（田辺市長）田岡実千年（新宮市長）堀順一郎（那智勝浦町長）平野嘉也（高野町長）大江康弘（白浜町長）

佐藤健司（大津市長）松村淳子（宇治市長）

永藤英機（堺市長）

楫野弘和（大田市長）

松本太郎（廿日市市長）

小野共（釜石市長）山下正行（伊豆の国市長）田中文夫（萩市長） 福田健次（中間市長） 坂井英隆（佐賀市長）鈴木史朗（長崎市長）末松直洋（宇城市長）下鶴隆央（鹿児島市長）

伊豆美沙子（宗像市長） 福井崇郎（福津市長）

宮島大典（佐世保市長）黒田成彦（平戸市長）松本政博（南島原市長）出口太（五島市長）馬場昭治（天草市長）

知念覚（那覇市長）中村正人（うるま市長）古謝景春（南城市長）久田浩也（今帰仁村長） 比嘉麻乃（中城村長）比嘉孝則（北中城村長）

有川雄二郎（一社世界遺産劇場実行委員会代表理事） 大社充（DMO推進機構代表理事） 熊倉浩靖（高崎商科大特任教授）後藤治（工学院大総合研究所教授） 島川崇（神奈川大国際日本学部教授） 藤本貴也（全国街道交流会議代表幹事）
井戸智樹（事務局長） 岡井健（事務局次長）

社員

安藤周治（ひろしまNPOセンター代表・NPOひろしまね理事長）、石田寛二（富士宮市観光協会長）、石丸美穂子（熊野古道ガイド）、糸永正之（アラスカ大フェアバンクス校特別顧問）、乾昌弘（明新社社長：奈良）、入江田翔太（MEBUKU 代表取締役）、植木孝（株・地球の歩き方旅行マーケティング部）、上野誠（国学院大学教授）、内山裕紀子（くまの体験企画代表）、内海一郎（三重県東紀州振興課長補佐）

大國晴雄 （元・大田市教育長）、大窪健之（立命館大学研究部長）、大田原功（今帰仁グスクを学ぶ会理事長）、大山耕介（PHP 研究所文化事業局長）、緒方修(NPOアジアクラブ理事長・日本GNH学会会長：沖縄)、小野寺郁夫（小野寺設計室代表：平泉）、 片上敏喜（日本大学生物資源科学部食品ビジネス学科専任講師）、上村大平（奈良県商工会連合会）、川崎阿久里（世界文化社グループ・世界文化社・編集プロモーション部）、木谷俊樹 （読売テレビ）

桐野耕一（長崎コンプラドール代表）、久保哲矢（NAKED エグゼクティブ・プロデューサー）、久保美智代（旅する世界遺産研究家、アナウンサー・キャスター）、小池秀明（NPO日光門前まちづくり事務局長）、佐滝剛弘（京都光華女子大学キャリア形成学部教授・NPO産業観光学習館専務理事）、塩見正成（大阪観光局観光事業部長・JTB）、 城之内ミサ（音楽家・ユネスコ平和芸術家）、須藤元（ジェイキャスト顧問）、高橋一夫（近畿大教授）、高橋史郎(国立民族共生象徴空間ウポポイ)

多田稔子（田辺市熊野ツーリスムビューロー会長）、多田みのり（歴史と旅のライター･奈良市観光大使）、辰巳裕（NPO奈良好き人のつどい理事長）、田中恭一（一般社団法人総合研究フォーラム・コーディネーター）、田中俊徳 （九州大学アジア・オセアニア研究教育機構准教授教）、長南哲生（日光世界遺産の会）、土居好江（一般社団法人京すずめ文化観光研究所代表理事）、富井義夫（世界遺産写真家）、中野秀俊（旅行読売メディアプロモーション部）、中村直美（交通新聞社常務取締役第2出版事業部長）

中山栄一郎（歴史と出会えるまちづくり船場城西の会：姫路）、滑田教夫（京都旅企画代表）、野添ちかこ（ライター）、野々村邦夫（日本地図センター顧問）、花井正光（琉球弧世界遺産フォーラム代表・元琉球大学教授）、浜野伸二（JA全中広報部・東京成徳大学非常勤講師）、平井佳亜樹（一般社団法人・西芳会事務局長）、福井善朗（元・山陰インバウンド機構代表理事）、三島敏樹（白川郷・田島家養蚕展示館館長）、三石学（熊野旅の文化企画代表）

皆川広一（さくら FM 代表取締役）、宮澤光（NPO世界遺産アカデミー主任研究員） 宗田好史（関西国際大学教授）、村田武一郎（奈良フェニックス大学運営委員長）、 八重樫忠郎（平泉文化センター客員教授）、山上直子（サンケイ新聞論説委員）、 山内道美（今帰仁グスクを学ぶ会前・事務局長）、吉永憲（共同ピーアール）
監事 寺田昭一

2　設立趣旨（**設立趣意書：2011年6月**）

わが国が世界遺産条約を批准したのは1992年、また、第1号の世界文化遺産として姫路城と法隆寺が認定を受けたのは1993年のことである。
以降20年近くの間、「顕著な普遍的価値」を持つ文化遺産としては11箇所が登録され、各々の課題を抱えつつもその維持保全や周辺整備、あるいは「持続的な観光」の推進といったテーマに取り組んできた。
しかし、残念なことに、世界文化遺産に関連する各市町村間で遺跡の保全やそれを核としたまちづくり、観光のあり方等について日常的かつ広範に情報交換し、互いに啓発しあっていくような場は十分に設けられてこなかった。

世界文化遺産を持つ地域は全国各地に及んでおり、その内容、規模、範囲などにはそれぞれの個性が見られる。だが、各地域は明らかに共通する、大きな課題を抱えてもいる。
文化遺産の維持保全については、いかに百年千年のスパンでそれを達成していくか。文化遺産を核としたまちづくりの長期計画を作成し、それをどう形にするか。観光に関しては、世界文化遺産の魅力をいかに発信するか、また時間の経過にともなう「ブーム」の衰退や観光客増がもたらすマイナス要因をどう捉え、「顕著な価値の普遍性」を次世代に継承していくか、といった点などである。
まず必要なのは、各地域が過去おこなった取り組みやこれからのビジョンを披露しあうことを出発点に、相互に応用可能なヒントを探り出していくといった作業であろう。各関連市町村のトップが一堂に会し、また日常的な交流を始めていくことの第一の意義は、各方面での理念、ノウハウ、情報などの共有と相互活用にある。

会を発足させる二つ目の意義は、世界文化遺産に対するより広範な支援の獲得である。
民間セクターとの関係においては、例えばメディアや旅行会社、スポンサーといった協力者に対する共通の窓口を設けておくことにより、支援の輪を大きく拡大していくことが期待される。
一方で、国において世界文化遺産の存在を強く意識し、地元におけるその維持・保全・活用への努力を十分に把握・評価しているのは今の所、文化庁内だけにとどまっている。いわゆる省庁間の縦割り意識の下、例えば遺産周辺整備などに対する、政界や他省庁における理解・認識はまだまだ不十分なものにすぎない。また、世界文化遺産は「観光」の語源となる「国の光」の最たるものとしてすでに国際的認知を得ているが、「観光立国」を旗印とする観光庁においてすら、それらを積極的に評価・支援・活用していく気運は十分とは言えない。
会の結成が目指す第二の点は、各関係地域が共同行動を起こし円滑な外部支援を受ける体制を作るとともに、国等に対して広範な提案をおこなうことによって、やや行き詰まり感を見せ始めている現状を打開・改善していくことにある。

そして第三の意義は「無理のないゆるやかな連携」の中で、地域自らが様々な共同事業を形にし、各地域のさらなる活性化や事業支出の効率化を図っていくことである。
大きな資金負担なしに実現可能な共同・連携事業は多数、考えられる。参加意思をもつ地域間での事業（例えば海外・東京などでのPR活動）、複数地域に共通するニーズを満たすための事業（例えばイベントや観光ゴミ持ち帰り運動）、ある地域が企画する事業（例えばシンポジウムや市民交流）に会や他地域が協力していくことなどである。
わが国の文化・観光を振興し、新しい地域づくりを先導するという面でも、世界文化遺産に関連する地域が主体的に、何らかの共同事業・連携事業に取り組んでいくことの意義は大きい。

３　定款（2018年7月＝一般社団への移行時に制定、2022年8月に2条・2023年6月に12条を一部改訂）

第1章 総則
第1条（名称） 当法人は、一般社団法人「世界文化遺産」地域連携会議と称する。
第2条（主たる事務所） 当法人は、主たる事務所を京都市中京区に置く。
第3条（目的） 当法人は、日本国内の「世界文化遺産」に関係する市町村および特別区と、それに関連する専門家や市民リーダーが連携し、世界文化遺産の永続的な保全やそれを活用した観光、地域づくりを実践・提案するとともに、各種の共同事業を実施していくことをその目的とする。
第4条（公告） 当法人の公告は、電子公告（ http://www.worldheritagejpn.com/ ）の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員
第5条（入社）１ 当法人は、その目的に賛同し入社した、世界文化遺産を有する日本の市町村長や特別区長、世界文化遺産・地域づくり・観光・地域連携などにかかわる専門家、地域リーダー、情報・観光関係者、行政スタッフなどを社員とする。 ２ 社員となるには、社員1名以上の推薦と社員総会での承認を得るものとする。 ３ 同一の企業グループ関係者、または三親等以内の親族からの社員は原則5名以内とする。
第6条（社員の資格喪失） 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。１ 退社したとき ２ 成年被後見人または被保佐人になったとき ３ 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき ４ 除名されたとき ５ 社員総会における同意があったとき
第7条（退社） 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。
第8条（除名） 当法人の社員が当法人の名誉を棄損、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、または社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

第3章 社員総会
第9条（社員総会） 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に、臨時社員総会は必要に応じて開催する。
第10条（招集） 社員総会の招集は、代表理事が行う。招集通知は、会日より1か月前までに各社員に対して発する。
第11条（決議の方法） 社員総会の決議は、法令に特別の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が委任状を含め参加し、その過半数をもってこれを行う。
第12条（議決権） 各社員は各1個の議決権、理事は各2個の議決権を有する
第13条（議長） 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。
第14条（議事録） 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
第15条（内部組織） １ 要望活動実施などを目的に、会の内部組織として、市町村・特別区長会を設置する。
２　社員は会の内部組織として、複数社員を構成メンバーとする研究会、プロジェクトチームなどを結成することができる。
３　研究会・プロジェクトチーム等、会に関係する組織結成にあたっては、活動開始前に代表理事、また活動開始後初回の社員総会にて承認を得るものとする。

第4章　役員
第16条（役員） 当法人に次の役員を置く。 １ 理事：世界文化遺産を持つ市町村長および民間人若干名　 ２ 代表理事：1名
第17条（任期） １ 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。 ２ 理事が、辞任等により定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。
第18条（理事・職務権限）1理事は社員総会の決議によって社員の中から選任する。２ 理事は、当法人に関する業務執行を行う。
第19条（代表理事・職務権限） １ 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選によって定める。 ２ 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

第5章 計算
第20条（事業年度） 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。
第21条（事業計画および収支予算） １ 当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。 ２ 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、代表理事は社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。 ３ 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第22条（剰余金の分配の禁止）　当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。当法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、国や一定の公益的団体に贈与する。